

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

**新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
外来対応医療機関への移行及び公表項目追加に係る調査について（協力依頼）**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大阪府より標記通知が発出されましたので、情報提供いたします。

本年3月17日付の厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部発出の事務連絡において、新型コロナの5類感染症への位置づけ変更に伴い、外来医療体制は幅広い医療機関が対応する体制へと移行していくとされています。診療・検査医療機関は、「外来対応医療機関」に名称を変更し、引き続き都道府県において指定・公表するとされています。

今般の大阪府通知は、府内医療機関※に対し、外来対応医療機関への移行や指定申請に関する調査を行う旨、知らせるものです。調査は大阪府の行政オンラインシステムにて実施され、回答期限は4月25日となっています。

貴会におかれましてはご了知いただき、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。
(※診療・検査医療機関、行政検査委託契約締結医療機関、その他の内科・小児科・耳鼻咽喉科・呼吸器内科・呼吸器科を標榜する医療機関に対し、大阪府より案内が直送されます。府の通知対象となっていない医療機関におかれましても、指定申請をいただくことは可能であり、大阪府行政オンラインシステムよりご回答をお願いします。)

現在、(診療・検査医療機関の)B型の指定を受けていただいている医療機関におかれましては、A型又は準A型への変更を積極的にご検討いただきますようお願いいたします。)

記

1) 外来対応医療機関への移行等について

- ・診療・検査医療機関については、位置づけ変更に伴い、自動的に外来対応医療機関へと移行し、公表を継続することとします。これまで指定を受けていただいていない医療機関のうち、前述の府から別途通知をしている医療機関に対しては、指定に係る意向調査を行います。
- ・新型コロナの類型変更に伴い、行政検査委託契約は自動終了となります。
- ・府の通知対象となっていない医療機関におかれましても、指定申請をいただくことは可能であり、下記ホームページ（行政オンラインシステム）よりご回答をお願いします。

●大阪府行政オンラインシステム

- ・Google等の検索エンジンで、「大阪府 行政オンラインシステム」でもアプローチ可能です。
(HP内の「申請できる手続き一覧」内、「事業者向け手続き」から回答をお願いします)
- ・大阪市にも同形式のオンラインシステムがありますためご注意ください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>



2) 公表項目の追加について

・国事務連絡を踏まえ、府ホームページでの公表項目に、以下の項目が追加されます。診療・検査医療機関に対しては、当該項目の対応可否について調査がなされます（期限までに回答がない場合は、「実施していない」として公表）。

・また、外来対応医療機関の新規指定における回答項目となります。

【新たな公表項目】

- ・小児対応の可否、往診の可否、電話・オンライン診療の可否
- ・経口抗ウイルス薬の処方可否（ラゲブリオ・パキロビット・ゾコーバそれぞれ）

3) 1の意向調査及び2の新規公表項目の調査概要について

【回答方法】大阪府行政オンラインシステムの回答フォームより回答

1：意向調査「外来対応医療機関の指定にかかる意向調査」

新規指定「外来対応医療機関（新規申請）」

2：追加項目「外来対応医療機関（追加・変更項目確認）」

【回答期限】令和5年4月25日（火）

※新規申請については随時受け付けていますが、令和5年5月8日（月）までの指定を希望される医療機関については、上記期限までに手続きをしていただく必要があります。

4) 問い合わせ先

大阪府コールセンター **06-7166-9988**

※土曜日・日曜日・祝日含む午前9時から午後6時まで

大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)